

外来受診の患者さまへ

## 院外処方に関するお知らせ

～ 平成 18 年 12 月 11 日(月)より院外処方がスタートします! ～



函館中央病院

国の政策として厚生労働省は、『国民医療の資質向上を図る』ために医薬分業をすすめております。

当院におきましてもこの趣旨をふまえ、医薬分業を実施し、全診療科におきまして『院外処方せん』を発行することになりました。

### 【医薬分業により患者さまが受けられるサービス】

保険薬局を自由に選択できます。(かかりつけ薬局を決めることをおすすめします。)

院内の「院外処方せんFAXコーナー」で院外処方せんをFAX送信(無料)しておきますと、受け取り時の薬の待ち時間が短縮されます。

保険薬局で薬について十分な説明が受けられます。

患者さまの薬の履歴(薬歴)管理により、複数受診や他病院との薬の重複投与、健康食品との飲み合わせなどをチェック出来ます。

4日以内(処方せんの有効期間)であれば、都合の良い時に薬が受け取れます。

基本的に、全ての外来患者さまのお薬が院外処方となります。  
ただし、市販されていない薬や、希な病気の治療薬で調剤薬局では通常持ち合わせていないような特殊な薬を使用している患者さまの調剤など、一部院内での対応となる場合がございます。

ご不明な点は、お気軽に職員へお尋ね願います。

外来受診の患者さまへ

## 院外処方に関する質疑応答集

～ 平成 18 年 12 月 11 日(月)より院外処方がスタートします！～



函館中央病院

### 『院外処方とは何ですか？』

院外処方とは、国の政策として厚生労働省が進める医薬分業の制度にともない行なわれるシステムです。具体的には、医師が薬を渡す代わりに院外処方せんを発行し、町の保険薬局の薬剤師が処方内容、薬の飲み合わせ等を再確認してお薬を渡します。

### 『なぜ、院外処方にする必要があるのですか？』

近年、わが国では医療の高度化に伴い、より専門分野に細分化された質の高い医療が求められております。つまり、町の薬局の薬剤師に病院・診療所の外来患者さまのお薬を管理してもらい、病院の薬剤師は入院患者さまの薬物療法に力を注ぐという役割分担です。医薬分業が進むと、医療環境も良くなり、患者さまへのより良い治療に貢献できます。

### 『全てが院外処方になるのですか？』

基本的に、全ての外来患者さまのお薬が院外処方となります。ただし、市販されていない薬や、希な病気の治療薬で調剤薬局では通常持ち合わせていないような特殊な薬を使用している患者さまの調剤など、一部院内での対応となる場合がございます。

### 『院外処方になると、個人の負担額が高くなる場合が多くなりますが、反面、どのような利点がありますか？』

確かに、院外処方せんにすることで患者さまの負担する金額が高くなる場合があります。これは、保険薬局でお薬をより安全に確実に服用してもらうために、薬歴の記録や服薬指導が行われているからです。さらに他の病院で処方された薬や市販薬・健康食品との飲み合わせなども保険薬局の薬剤師が、より専門的な立場でチェックすることによって、安心して薬を服用することができます。また、お薬の説明についても、ゆっくり時間をかけて聞くことができます。「二度手間」と思われがちですが、前述のような利点があり、患者さまを守る制度であることをご理解ください。

### 『どこの薬局でも薬がもらえるのですか？』

薬の販売だけをする薬局と、院外処方せんを受け付けて調剤する『保険薬局』があり、この『保険薬局』で院外処方せんを受け付けています。

### 『複数の薬局に行ってもいいのでしょうか？』

基本的には処方せんを持っていく薬局は患者さまの自由ですが、『かかりつけ薬局』を決めずに、複数の薬局から薬をもらっていると、お薬の飲み合わせや副作用等のチェックができないため、できるだけ『かかりつけ薬局』を決めておくのが安心です。また、複数の薬局に院外処方せんを持っていくと、薬歴管理、服薬指導などの関係で支払うお金が余分にかかってしまうこともあります。

### 『一度薬局を決めたら、変えられないのですか？』

どこの薬局を選ぶかはご本人の自由です。しかし何よりも、ご自分の薬を正しく管理してくれる『かかりつけ薬局』をお選びになることが大切です。

### 『お薬を服用した後にトラブルが発生した場合はどうしたらいいですか？』

お薬を服用した後に、いつもと何か違うようなことが身体に起こった場合（お薬の副作用の初期症状が自分の症状にあてはまる場合など）はすぐにかかりつけ薬局または病院にご連絡下さい。また、いざという時のために、かかりつけ薬局の休日・夜間の緊急連絡先を聞いておいた方が安心です。

### 『院外処方になったら、病院の薬剤師の業務はどうなりますか？』

今までは、外来患者さまの薬の調剤が業務の大半を占めていました。その他にも入院の調剤をはじめとして、注射の供給や調整、医薬品の購入管理、市販されていない薬を調整する製剤業務、医薬品に関する情報管理、血液中の薬の濃度を調べて有効性や安全性を検討する業務、そして治験薬（発売される前の薬について有効性や安全性を調べる臨床試験）の管理なども行なっています。

現代は医療の高度化と共に、内容も複雑になってきており、より専門的な知識と技術が要求されています。病院に勤務する薬剤師は、医薬分業を行うことで、入院患者さまの薬物療法に力を注ぎ、より安全で水準の高い医療を提供することで患者さまのお役にたちたいと考えています。